

下和田功著『ドイツ年金保険論』

(千倉書房, 1995年3月)

大谷津 晴夫

I

ドイツの、そして世界の公的年金保険の歴史は、ビスマルク社会保険の3部作の最後を飾る1889年の「障害および老齢保険に関する法律」からはじまっているので、1990年は公的年金保険の誕生からちょうど100年の節目にあたる年である。また1990年は、東西冷戦構造の象徴であったベルリンの壁の崩壊の後を受けて分断国家ドイツが再び統一を果たした記念すべき年でもある。東西ベルリンを隔てていた壁が崩壊した1989年には、旧西ドイツの公的年金保険にとって最後の、そして重要な改正を含んだ年金改革法が成立している。急速に進行する超高齢社会にむけて年金保険の適応をめざしたこの改革法は、1992年1月1日の実施を期していたので「1992年年金改革法」と呼ばれるが、施行にあたってはその適用は旧西ドイツの範囲に限定されないで、統一ドイツの全域に及ぶことになった。つまり、仕組みの異なっていた東西ドイツの年金保険は、「1992年年金改革法」の線に沿って再統一される結果になったのである。

このように1990年は、ドイツの公的年金保険100年史をしめくくる最終ページにあたっていると同時に、21世紀を視野にいれて新たな歩みをはじめた新生ドイツの公的年金保険の最初の

ページを刻む意義ある年でもあった。この節目の時期に公的年金保険の100年の歴史を振り返り総括する試みがいくつか行われている。たとえば、ドイツ年金保険者連合会の手による『公的年金保険ハンドブック』(1990年)の刊行もその一つで、体系的に配置された39の論説が、150回を超える大小の改革を経て形成してきた公的年金保険の全体像の把握を可能にしている。

ドイツの年金保険も、ご多分にもれず素人の理解を拒むかのように制度が複雑化していて、関連する専門用語にも字面を訳しただけではとうてい意味内容のつかめないものが多い。『公的年金保険ハンドブック』は、知らない専門用語に出くわしても、巻末の索引を利用すればすぐにその用語の解説箇所が見つかるようになつづくられてはいるが、それでも評者のようにドイツの年金制度を少しかじった程度の知識しかない者には、公的年金制度は依然として見通しおきかない深い藪のように見えてしまう。ドイツの年金制度に深く通じた専門家の手助けがないと、100年に及ぶ年金保険の歴史の中から貴重な経験を学ぶことはとうてい不可能であり、また先輩国の知恵が生かされないとなると、日本の21世紀の超高齢社会への適応は取り返しのつかない遅れを喫してしまう恐れがある。

そういう意味で、ドイツの公的年金保険の100年の経験を整理した下和田氏の『ドイツ年金保

險論』（1995年刊）は実にタイムリーであった。

周知のように、日本は常にドイツの年金保険をお手本にしてきたところがある。日本の公的年金は多くの課題をかかえているが、その中でも評者は特に、女子の年金権の問題、少子・高齢社会への対応、それに情報公開と決定の透明化、に注目している。女子の年金権と少子・高齢化問題については盛んに議論されているが、情報公開と決定の透明化の問題のもつ重要性についての認識はまだまだ弱いようである。しかし、高齢化にともなう費用負担の重圧が合理的な決定にたいする需要を否応なしに高めるので、日本でもいざれはこのテーマの重要性が浮上してくると思われる。いざれにしても、公的年金に関わる多くの人が、日本の年金制度のかかえる課題を解決するのに役立つなんらかのヒントが、ドイツの公的年金制度の中にあるのではないかと期待しているのは事実である。『ドイツ年金保険論』の発行がタイムリーだというのには、こういう期待がドイツの年金保険に集まる最中に本書が現れたからもある。

評者はドイツの公的年金保険の専門家ではないので、この分野の研究書の評者として適格性を欠いているかもしれない。以前に「1992年年金改革法」による改正の要所を簡単に紹介したことがあるぐらいで、ドイツの公的年金保険に関してはまったくの初学者といってよい。その時の評者の乏しい経験から、異国の年金保険の制度の詳細を把握することがいかに骨の折れる作業であるかを多少とも知っているので、こういう研究に携わっておられる方には脱帽する思いである。初学者なので的を射た評価にならない恐れは多分にあるが、それでも失礼をも顧みず一般読者の目線で読んだ感想を素直に記してみたい。

II

本書の概略を紹介しておこう。本書は3部、12章の構成となっている。第1部の「現代ドイツの社会経済体制と年金保険の構造」では、年金保険に関する社会経済体制と社会経済環境についての手際のよい説明に続いて、現行のドイツの年金保険制度の概要が紹介されている。最初からいきなり歴史に入るのではなく、まず現行の年金保険制度がどうなっているのか、どういう構造と特徴をもっているのかの説明からはじめてくれるので、ドイツの年金制度に馴染みのない読者にはたいへん助かるだろう。第1部においては、ドイツの公的年金保険の現状を理解するのに必要にして十分な情報が提供されている。

第2部から年金保険の歴史である。第2部「第2次大戦前におけるドイツ年金保険の発展」では、1880年代のビスマルク社会立法から第2次大戦の終結時までの発展の軌跡がたどられている。

第3部の「第2次大戦後におけるドイツ年金保険の発展」は本書の本論部分にあたり、全体の3分の2の分量を占めている、第2次大戦の敗戦後の再建から、第1次年金改革（1957年）、第2次年金改革（1972年）、1992年年金改革、東西ドイツの年金制度の統合までをあつかっている。終章は、保険主義と扶養主義の二つの原理の拮抗関係から年金保険の歴史を再整理している。

現行のドイツの年金制度の骨格を形成した最も重要な契機は、なんといっても第1次年金改革だろう。この改革は、世代間の連帶契約による賦課方式の財政、年金給付の賃金スライド制

などの革新的な構想を掲げたシュライバー・プランを基礎にしていた。下に示す一つの単純な年金算定式だけで、第1次年金改革の革新部分が余すところなく表現されてしまうところが面白い。

$$R = P \times B \times J \times S_t$$

ただし、Rは年金の年額、Pは年金受給者の現役時の各年の総労働報酬とその年の被保険者全體の総労働報酬との比率を現役期間の全體にわたって平均した値（個人的年金算定基礎の百分率）、Bは保険事故の発生年の前々年を含んだそれ以前の3か年の被保険者全體の総労働報酬の平均（一般算定基礎）、Jは保険期間、S_tは被保険年1年あたりの遞増率、を示している。この算定式のもつ革新性は、(1)賃金スライド方式による年金の実質価値の維持（計算項Bの作用）、(2)現役期間の実績に応じた生産性年金（計算項Pの作用）、にある。年金の算定とは、結局のところ、現役世代と年金世代との間の国民総生産物の分配比率を決めることに他ならない。上の算定式はこのことを明示化した点に特徴がある。この算定式は、世代間の連帶契約による賦課方式の財政構想の方向につながっている。財政方式が積立方式から賦課方式に切り替えられたことも、第1次年金改革の特色として指摘できる（本書98-104ページ）。

第2次年金改革における改正点を著者は、(1)自営業者や主婦に任意加入の道を開いたこと、(2)老齢年金の支給開始年齢の弾力化、(3)低賃金勤労者を優遇する「最低所得による年金」の導入、(4)年金スライド時期の固定化とその半年繰り上げ、(5)年金水準の確保、にまとめている（本書118-121ページ）。

1980年代の年金改革のテーマの一つは、著者によれば遺族年金と女性の年金権の確立にあ

り、もう一つは、低成長と少子・高齢化という枠組み条件の変化にともなう年金制度の「構造改革」であった。「年金改革論のルネッサンス」といわれる活発な論議に一定の方向づけを与えたのが、1992年年金改革法である（本書150-163ページ）。

1992年年金改革法の要点を筆者は、(1)現行制度の基本枠組みの維持、(2)年金支給年齢の段階的引き上げ、(3)減額年金・増額年金制度の改正、(4)部分年金制度の導入、(5)女性・家族政策的な改革、(6)連邦補助金の動態化、(7)年金関係法の統合と社会法典への編入、にまとめている（本書165-174ページ）。

本書において戦後の主要な年金改革は、すべてその背景も含めて詳細に分析され、評価されている。ドイツ統一後の東西ドイツの年金制度の統合問題についても、論及されている。終章ではさらに、年金保険に内在する原理的な問題である、保険主義と扶養主義の二つの理念の対立的関係が取り上げられて論及されている。保険主義と扶養主義は年金保険を二つに引き裂きかねない力である。著者によれば、保険主義への固執は一種のイデオロギー的特質になっていて（本書223ページ）、扶養主義の要素による変容を被りながらも、ドイツの年金保険は将来においても保険主義を堅持していくだろうと予想している。

III

本書を一読してまず感じた点は、たいへんに読みやすいことである。内容がすっと頭に入ってくる。もちろん、これには文章が上手だということが大いに関係しているに違いないが、これ以外の要因として評者は次の諸点を指摘した

い。(1)年金保険の発展史を仕切る章立てが適切なために、流れがつかみやすい。(2)年金改革史の流れを押さえるのに必要にして十分なデータが図表化されて要所に配置され、視覚的な把握を助けている。(3)専門用語の邦訳が適切で理解しやすい。(4)労働者年金保険と職員年金保険に的を絞ることにより、話を複雑にしてしまう枝葉末節の部分が切り落とされ、公的年金の基幹部分の動きを中心に論述が展開されている。

とにかく、本書全体を通して論点がよく整理されているという印象をもった。長年この分野で仕事をしてきた著者だからこそ、丹念に説明すべき部分と思いきって削るべき部分との見分けがつくのだろうと思う。

最後に、無い物ねだりになってしまうかもしれないが、評者にとって物足りなく感じた点も付言しておくべきだろう。(1)保険主義に対立する要素である扶養主義による年金保険の変容の実態についてもう少し説明があつてもよかつたのではないかと考える。年金保険に社会保障の一翼を担う役目が課せられているならば、年金保険から扶養主義の要素を排除してしまうことはとうてい無理であり、むしろ扶養主義をどう年金保険の中に組み入れていくかが重要な課題になるはずである。この困難な課題にドイツ年金保険はどう取り組んでいるのか、詳しく知りたいと思う。(2)自営業者は婦人の任意加入の実

態についてデータを交えてもう少し明らかにしてほしいと思う。雇用者の周縁にいる彼らの年金保障の実態がどうなっているのかに興味がある。(3)「最低所得による年金」の制度による女性の低賃金労働者の救済効果がわかるデータがもあるのなら是非とも見せてほしかった。比例拠出・比例給付の保険主義がもたらす負の部分をどう調整しようとしているのか知りたいところである。(4)官民格差が批判されている官公部門の年金制度については、もう少し概要の紹介があつてもよかつたのではないかと思う。

評者に物足りなさを感じさせる以上の諸点は、明らかに、保険主義を支柱にしているドイツの年金保険にとっては周縁に位置するテーマであり、評者の不満が本書にたいする不当な無い物ねだりになっていることは重々承知している。ただ、女性の年金権の問題を含めて、扶養主義に分類されるテーマ群とのドイツ年金保険の取り組みは日本にとっても参考になるのではないかとの思いから、あえて指摘させていただいた。

最後に、ドイツの年金制度や年金改革の歴史に深く通曉しておられる著者の目に日本の1986年年金改革はどのように映っているのか、日本の年金制度をどう評価されているのか、是非ともご意見をお聞きしたいところである。

(おおやつ・はるお 南山大学教授)